

**国交省より大型貨物車の速度抑制装置不正改造等の****排除要請がありました**

大型貨物自動車の速度抑制装置の装着は、平成15年9月1日から開始され、使用過程車についても3年間の経過措置期間が終了したことから、本年9月1日から装備対象の大型貨物自動車すべてに速度抑制装置の装備が義務付けられました。国土交通省では、速度抑制装置の不正改造等の排除に警察当局とも協力のうえ強力に取り組むこととしていることから、日整連を通じ当会に、速度抑制装置に係る不正改造等を排除するよう要請がありました。

つきましては、整備事業場で速度抑制装置の不正改造等を行わないことはもちろんのこと、特に指定整備事業者にあっては、指定整備の取扱いの際に速度抑制装置に係る保安基準の適合性について適切に確認を行うよう、お願ひいたします。

**速度抑制装置の装備対象車両について****1. 速度抑制装置の装着義務付け対象車種**

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のいわゆる「大型貨物自動車」

**2. 規制適用除外の車両**

①平成6年排出ガス規制に適合するものとして登録されていない自動車であって、平成8年3月31日以前に製作された大型貨物自動車（排ガス記号が「W」「U」「P」「N」「K」「H」又は同記号が無い車両（昭和50年以前の車両））

②NOx・PM法の対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、初年度登録日が平成9年12月31日以前（特種自動車にあっては平成9年8月31日以前）の大型貨物自動車（NOx・PM法の基準に適合するものを除く）

③緊急自動車（消防車等）

④最高速度が90km/h以下の大型貨物自動車

⑤次のものであって基準緩和車両であるもの（地方運輸局長から基準緩和認定を受けた自動車）

- ・高速自動車国道等の無い離島に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車

- ・最高速度が100km/h以下の大型貨物自動車

**3. 速度抑制装置に関する自動車検査証の備考欄の記載内容**

自動車	備考欄の記載内容
記1. の自動車	速度抑制装置付
記2. ①、③、④の自動車	この自動車は速度抑制装置の装着義務づけの対象外です。

記2. ②の自動車	この自動車は平成●年9月1日以降の最初の検査時以降に速度抑制装置の装備が必要です。NOx・PM規制に適合しない場合には、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置いている限り、速度抑制装置の装備は必要ありません。
-----------	--

#### 4. 速度抑制装置のステッカー様式

速度抑制装置が装着された自動車には、右図のようなステッカー（車室内用：直径30mm以上、車両後面用：直径130mm以上）が車室内の運転者が見やすい位置及び車両の後面に貼付されます。



#### 道路運送車両法の一部改正(平成18年5月19日公布)の施行期日について

##### (1) 封印業務の委託範囲等の見直し

封印業務の委託範囲等の見直しに係る部分の施行期日については、離島における自動車登録番号標の変更を伴う登録を受ける際に、島外への現車の持ち出しが不要となる等のユーザー利便の向上を早期に実現するため、平成18年11月1日とする。

##### (2) 二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間の延長

二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間の延長に係る部分の施行期日については、期間延長に伴い必要となる国の検査事務処理のためのプログラム変更等の準備状況や年度がわりの期日の方が制度移行しやすいことにかんがみ、平成19年4月1日とする。

#### 高速バスの車両火災事故 再発防止へ協力要請がありました

#### 高速バスの車両火災事故の防止について

本年8月20日、広島県内のバス事業者の高速バス(路線バス)が山陽自動車道を走行中に、車両後部左側から出火するという車両火災事故が発生しました。幸い運転手が直ちに異常に気付き、適切な措置をとったため負傷者等の発生はありませんでしたが、当該バスを検査したところ、燃料パイプのクランプが脱落して燃料パイプが固定されておらず、燃料パイプに穴が開いていたことが分かりました。

つきましては、9月と10月は「自動車点検整備推進運動強化月間」でもあり、会員の皆様におかれましては、点検整備作業に当たっては、燃料装置の点検を確実に実施し、同種事故の再発防止を図り、車両火災事故の再発防止にご協力いただきますようお願いいたします。

## 平成18年度整備主任者（法令）研修が開催されます

現在、平成18年度整備主任者（法令）研修を開催します。  
研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知していますので、必ず受研されますようお願いします。

### 1、研修対象者

- ・事業所から届け出されている全ての整備主任者。ただし、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、平成18年度の自動車検査員研修を受研した者は、本講習を受研した者として取り扱う。
- ・自動車検査員教習を受講予定者。

### 2、研修会場

振興会研修センター  
富士吉田市民会館

### 3、研修費用

3,000円（研修費1,700円、資料代1,300円）研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。なお、複数整備主任者を届出している事業場が受研する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。（ただし、当日持参しなかった場合はご購入いただきます）したがって1事業場で別々に受研される場合、資料を持参すれば、研修費は1,700円となります。

### 4、研修証明

研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳と同封の平成18年度整備主任者法令研修出席票を必ず持参して下さい。

### 5、日程表（整備主任者を複数届出している場合は、各事業場で調整して下さい）

月 日	受付研修時間帯	該 当 支 部
10月 6日（金）	午前の部	岳麓（会場：富士吉田市民会館）
10月 10日（火）	午前の部	南アルプス南・南アルプス北・市川
10月 10日（火）	午後の部	南巨摩南・南巨摩北・韋崎・都留
10月 13日（金）	午前の部	甲府東・甲府南
10月 13日（金）	午後の部	甲府西・甲府北・峠北
10月 16日（月）	午前の部	東八・塩山
10月 16日（月）	午後の部	日下部・大月・上野原・その他

### 6、時間割 【午前の部】受付 9:00～9:30

研修 9:30～12:10

### 【午後の部】受付 13:00～13:30

研修 13:30～16:10

## 平成18年度整備主任者（技術）研修について

現在、平成18年度整備主任者（技術）研修を開催しています。  
研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受研されますようお願いします。

### 1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者

(1事業場1名以上)

2. 研修場所 振興会教室・実習場  
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者  
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置について  
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術  
②新型車・新機構の整備  
5. 研修費 6,500円(学科編、実習編テキスト代を含む)  
6. 研修時間 受付 9:00~9:30  
研修 9:30~16:00  
7. 研修日程 下表を参照して下さい

回数	月 日	曜日	該当支部	担当		
				実技	学科 (小型)	学科 (大型)
3	18年10月 5日	木	岳麓②	三菱	三菱	日野
4	10月 12日	木	東八①	トヨタ	トヨタ	いすゞ
5	10月 19日	木	甲府東	ホンダ	ホンダ	日産ディーゼル
			都留			
6	11月 9日	木	甲府西	スズキ	スズキ	ふそう
7	11月 16日	木	甲府南①	トヨタ	トヨタ	日野
8	12月 7日	木	甲府南②	日産	日産	いすゞ
			市川			
9	12月 14日	木	甲府北	マツダ	マツダ	日産ディーゼル
			大月			
10	19年 1月 11日	木	峡北	ホンダ	ホンダ	ふそう
			塩山			
11	1月 18日	木	日下部	ダイハツ	ダイハツ	日野
			南巨摩南			
12	2月 1日	木	韮崎	スバル	スバル	いすゞ
			上野原			
13	2月 8日	木	南アルプス南	日産	日産	日産ディーゼル
			東八②			
14	2月 15日	木	その他	トヨタ	トヨタ	ふそう

#### 街頭指導結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭指導が実施されました。  
なお、検査結果は次のとおりです。

	日時	実施場所	参加者	摘要
高速警察隊	9月26日(火) 14:00~ 16:00	中央道 談合坂SA (上り)	運輸支局 4名 振興会 2名 上野原支部 6名	当団は、同施設を利用された自動車ユーザーに対し、定期点検整備の啓蒙を呼び掛けた。

### ご当地ナンバーの導入に関する省令改正

国土交通省では、新しい地域名表示を創設への要望から、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、新しい地域名表示を可能とする、いわゆる「ご当地ナンバー」の導入を図るため、関係省令の改正を行った。(平成18年9月21日 国土交通省令第89号)

**【概要】**

**(1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)の一部改正**

[自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字として、下表の18ナンバーを別表第一に追加した。]

**(2) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の一部改正**

[臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標及び臨時運転番号標については、「ご当地ナンバー」の対象としないこととするため、第三号様式、第五号様式、第十七号様式において所要の改正を行った。]

※検査対象軽自動車、二輪の小型自動車及び検査対象外軽自動車の車両番号標については、「ご当地ナンバー」の対象とする。]

**(3) 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則(昭和39年運輸省令第63号)の一部改正**

[日本で運行されている自動車を、条約の締約国で運行する際に必要な登録証書については、自動車登録番号又は車両番号を記載していることから、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示するラテン文字に、下表の18ナンバーを第3号様式に追加した。]

**新たな地域名表示ナンバープレートの導入について**

I. 平成18年10月10日(火)から導入

ナンバーナー	府県名	交付する運輸支局等の名称	対象となる市町村
仙台ナンバー	宮城県	宮城運輸支局	仙台市
会津ナンバー	福島県	福島運輸支局	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
那須ナンバー	栃木県	栃木運輸支局	大田原市、那須塩原市、那須町
高崎ナンバー	群馬県	群馬運輸支局	高崎市、安中市
川越ナンバー	埼玉県	所沢自動車検査登録事務所	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
成田ナンバー	千葉県	千葉運輸支局	成田市、富里市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町

柏ナンバー	千葉県	野田自動車検査登録事務所	柏市、我孫子市
金沢ナンバー	石川県	石川運輸支局	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
諏訪ナンバー	長野県	松本自動車検査登録事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
伊豆ナンバー	静岡県	沼津自動車検査登録事務所	熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
岡崎ナンバー	愛知県	西三河自動車検査登録事務所	岡崎市、幸田町
豊田ナンバー	愛知県	西三河自動車検査登録事務所	豊田市
一宮ナンバー	愛知県	小牧自動車検査登録事務所	一宮市
鈴鹿ナンバー	三重県	三重運輸支局	鈴鹿市、亀山市
堺ナンバー	大阪府	和泉自動車検査登録事務所	堺市
倉敷ナンバー	岡山県	岡山運輸支局	倉敷市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
下関ナンバー	山口県	山口運輸支局	下関市

## II. 平成19年2月13日(火)から導入

つくばナンバー	茨城県	土浦自動車検査登録事務所	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町
---------	-----	--------------	--

### 子ども110のお店PRについて

安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難連絡所として、「子ども110番のお店」開設しております。

今回、甲府市立大国小学校（児童632名）にて、学校関係者・本会役員・学区内会員の皆様のご協力により「子ども110番のお店」の周知啓蒙を図ることができました。

その概要は下記のとおりです。

◇日 時 平成18年9月14日(木) 9:00~9:30

◇場 所 甲府市立大国小学校体育館

◇参加者 荻原会長 根津経営委員長 田口経営副委員長（甲府南支部長）

経営委員 大国小学区内整備工場5名

事務局5名

#### 【セレモニー】

1. 開会

2. 「てんけんくん」「せいびちゃん」による「子ども110番のお店」説明
3. 「子ども110番のお店」看板、校内掲示用ポスター、保護者宛チラシを  
荻原会長より望月校長先生へ引き渡し
4. 防犯講話  
山梨県南甲府警察署生活安全課
5. 閉会

当日ご参加頂いた皆様、おつかれさまでした。

### **機工協、「校正適合ステッカー貼付」サービスを開始**

(社)日本自動車機械工具協会では、検査用機器が校正で基準に適合した場合に「校正結果証明書」を発行していたが、これとは別に、当該機器に校正で適合したこと及び校正有効期限を示す「ステッカー」を顧客満足度向上のため、顧客の了解のもとに貼付することとなりました。(関連記事 J aspa news 10月P17)

ステッカーの貼付開始日及び様式は以下のとおり。

ステッカーの貼付開始日：平成18年10月1日

#### **ステッカーの様式**



(一般機器用)



(小型機器用)

### **指定整備事業協議会委員会が開催されました**

◇日 時 平成18年9月22日（金） 17:30～  
 ◇場 所 振興会会議室  
 ◇出席者 荻原会長 水野副会長 羽中田副会長 根津監事 佐藤監事  
           小澤委員 伊藤委員 渡辺委員 相馬委員 榎原委員

#### **会議事項**

- (1) 指定整備事業の不正行為防止について  
事務局から資料により次の事項について説明
  - ① 指定整備事業関係通達、実施事項等
  - ② 関東運輸局長処分状況（過去5年間）
  - ③ 平成17年度関東運輸局長処分状況（山梨）

④平成18年度関東運輸局長処分状況（関東管内）  
具体的方策

- ①指定自動車整備事業に係る自主点検の実施（全指定工場に自主点検票並びにチェック要領郵送）
  - ・10月及び4月に自主点検を実施するとともに実施結果を振興会に提出
- ②自動車ユーザーに説明するためのグッズの作成
  - ・経営組織部会検討事項
- ③不正改造車等情報提供システムの創設
  - ・経営組織部会検討事項

**航空祭 2006 が開催されました**

日本航空学園では『風林火山』をテーマに、山梨県を愛し誇る心を育む機会を設けることを目的に‘航空祭 2006’が開催されました。

振興会・商工組合も自動車使用者の保守管理責任意識の高揚と点検整備の必要性を呼び掛けるため、標記イベントに参加しました。

当日は大変多くの子供連れのご家族や若者が、当点検整備推進イベントコーナーを訪れ大盛況でした。その概要は、次の通りです。

◇日 時 平成18年9月23日（土）・24日（日）8:30～17:00

◇場 所 日本航空学園（甲斐市宇津谷）

◇主な活動内容

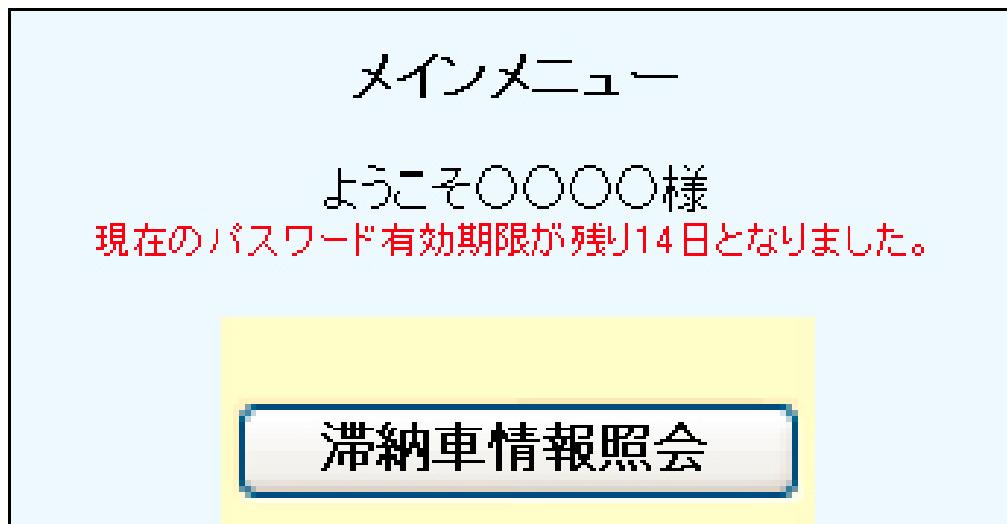
- 1) エンジン、シャシカットモデル、パネル展示等による点検整備のPR活動
- 2) チラシ配布 点検整備促進、子ども110番
- 3) てんけんくんのぬりえカレンダーコーナー
- 4) てんけん君・せいびちゃん（着ぐるみ）による子どもたちとのふれあいコーナー
- 5) コーヒー・ポップコーン等の販売

**「放置違反金滞納車情報照会システム」定期的なパスワード変更のお願い**

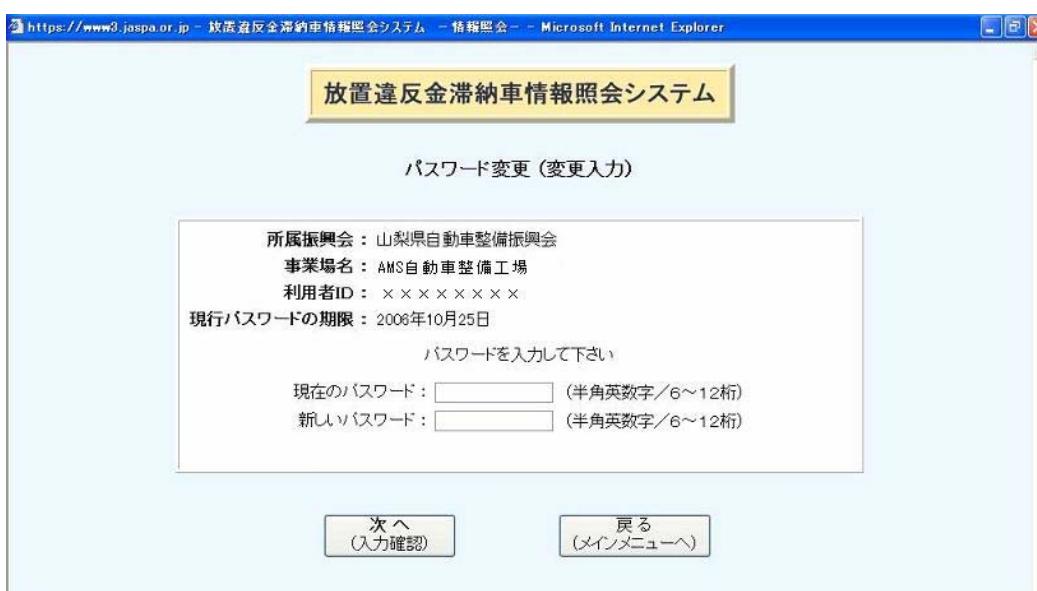
日整連が運営している「放置違反金滞納車情報照会システム」は、機密情報の適切な保護のため、パスワードの有効期間を3ヶ月間に設定しています。

3ヶ月ごとのパスワード更新をお願いいたします。（何度も変更してもかまいません）

また、期限が切れる2週間前になると以下のような残り日数を知らせる案内が表示されます。



パスワードの有効期限が切れると、ログイン画面が以下のようになり、パスワードを変更しないとログインができなくなります。(この画面でパスワードを変更すれば、ログインできます)



#### 【注意事項】

- ・パスワードは6桁以上、12桁以下の半角英数字で設定して下さい。
- ・パスワードの有効期限は3ヶ月です。
- ・過去2回まで利用したことのあるパスワードは使用できません。

#### 「放置違反金滞納車情報照会システム」のご案内

- (1) 平成18年6月より改正道路交通法が施行され、車検拒否制度の運用が開始されました。振興会の会員整備事業者が点検・整備を行い、当該自動車の継続検査等の受検手続きを代

行する場合、車検拒否の対象か否かは重要かつ不可欠な情報であり、ユーザーとのトラブルを回避するためにも事前に確認する仕組みが求められていました。

(2) 今般、インターネットでの簡易照会の仕組み（放置違反金滞納車情報照会システム）が用意され、振興会が利用者（整備事業者）の窓口となることとなりました。

(3) 本システムは、各整備事業者の方が手持ちのパソコンを利用して、インターネットにより照会しようとする自動車のナンバー情報により照合し、その結果を回答するものです。

(4) 照会は、整備事業者の方の ID・パスワードと照会しようとする自動車のナンバー情報を入力・送信することにより簡単にできますが、本システムを利用するためには事前に利用申請を行う必要があります。

(5) 放置違反金滞納車情報照会システムについて

事前に登録して頂きました事業者様におかれましては 8/1（火）より本システムの利用ができるようになりました。ユーザー様からの同意書を確認のうえ、ご利用下さい。なお、今後登録を予定している事業場におかれましても随時利用承認されますので、下記ホームページよりご登録下さい。

システムの利用申請は  
日整連ホームページ<http://www.jaspa.or.jp>から  
をクリックし、 をクリックして利用申請して下さい。



インターネットで利用申請後、早急に振興会へ認証書（8-※※※号）を FAX して下さい。また、振興会会員専用ホームページに同意書等の参考書類を掲載しましたのでご利用下さい。

### FAINES 会員になりませんか？

FAINES（ふあいねす）とは日整連が自動車整備事業者向けに構築したインターネット情報検索システムです。

本年4月より情報提供を開始した「整備マニュアル情報」は15メーカー約220車種のデータを閲覧・印刷することができます。

また「月刊技術情報」、「サービスデータ」、「標準作業点数表」など整備に欠かすことのできない様々な情報を得ることができます。

基本料金は、18円/日(月額525円)と大変に安価で、パソコン1台のスペースで、365日(メインセンターのメンテナンス日除く)いつでも情報を観ることができます。

整備業界においても IT 化は必要不可欠な時代になってきました。

今こそ FAINES の加入をおすすめします！！！

## FAINES の入会金及び基本料金等

入会金	12,600円
基本料金	525円／1ヶ月
整備マニュアル利用料金	210円／閲覧1車種1回に付き
支払方法	登録指定口座より自動振替方法

※入会金は有料会員として初めて加入するときのみ必要です。

基本料金では「整備マニュアル情報」を除き、有料情報を繰り返し何回でも閲覧できます。

### 4. 加入方法

FAINESのご利用には、入会（会員登録）が必要です。

加入を希望される場合は、申込用紙・口座振替依頼書が振興会指導課にありますので、ご記入の上お申し込み下さい。

もちろん即日パスワードを発行致します。

FAINESの詳細は、指導課 (FAX 055-262-4422) までお問い合わせ下さい。

### ホームページ・リンクのお願い

現在、振興会のホームページへは24,600件以上、1ヶ月平均800件のアクセス件数があります。定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、指導課（メール [sidou@ams-net.jp](mailto:sidou@ams-net.jp)

FAX 055-263-4420）へご連絡下さいようお願い致します。

### オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

#### 1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

#### 2) 作成料金

基本作成料 本文	¥ 5,250	(消費税含む)
写真 (1枚)	¥ 3,150	(消費税含む)

<b>地図</b>	¥ 5, 2 5 0	(消費税含む)
<b>個人情報保護に関する基本方針ページ</b>	¥ 1, 0 0 0	(消費税含む)

次の 6 パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ	¥ 5, 2 5 0
B 基本+写真 (1)	¥ 8, 4 0 0
C 基本+地図	¥ 1 0, 5 0 0
D 基本+写真 (2)	¥ 1 1, 5 5 0
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 1 3, 6 5 0
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 1 6, 8 0 0
G 個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1, 0 0 0

(各タイプに対応できるオプションです)

### 3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課まで

### 4) 注意事項

- ◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。
- ◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。
- ◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。
- ◇自社のホームページがある場合は、自社 P R ページよりリンクします。
- ◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

\* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーに P R することが出来ます。  
AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

## 平成 18 年度第 2 回自動車整備士技能検定試験の実施について

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課にお申し込み下さい。  
検定試験申請用紙は教育課に用意してあります。

1. 実施種目 1級小型自動車整備士
2. 申込期間 平成 18 年 10 月 2 日（月）～ 10 月 13 日（金）
3. 試験日 筆記試験 平成 18 年 12 月 1 日（金）  
口述試験 平成 19 年 1 月 14 日（日）  
実技試験 平成 19 年 2 月 25 日（日）
4. 試験会場 筆記試験 振興会研修センター（予定）  
口述・実技試験の試験会場は未定
5. 受験資格 二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士（二級二輪は不可）に合格してから 3 年以上の自動車の整備作業の実務経験者。
6. 申込時に持参するもの  
①受験費用 7,400 円（内訳 申請料 7,200 円 通信、用紙代等 200 円）

- ②二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士の合格証書
- ③写真 1 枚 (6、0 cm × 4、5 cm)
- ④印鑑
- ⑤はがき 6 枚

## 第 16 回山梨県自動車整備士技能競技大会

### 問題検討委員会が開催されました

標記委員会が次により開催され、その概要は次のとおりです。

- 日 時 平成 18 年 9 月 14 日 (木) 14:00 ~
- 場 所 振興会 会議室
- 出席者 羽田教育委員長、清水教育副委員長、大久保委員、 笹本委員、 大久保委員、 深沢委員、 寺田委員、 内藤委員、 望月委員、 小川委員、 西海委員、 穂坂委員、 保坂委員、 芦澤委員、 秋山委員、 森山委員、 羽中田委員、 志村委員、 佐藤委員、 臼井委員
- 審議事項
  - 1) 山梨県自動車整備技能競技大会競技内容について
    - ・各支部出題問題並びに問題設定
    - ・競技車両確保の依頼
    - ・選手出場の依頼
  - 2) その他
    - ・雨天の場合でも開催 (テントを使用)



第  
16回  
**整備技能競技大会**  
**山梨県自動車**

選手への応援  
お願いします



日時：2006年10月28日(土)  
9:00～

会場：(社)山梨県自動車整備振興会  
笛吹市石和町唐柏790

種目：実技競技(実車及び基礎作業)

商工組合 工具等特売 同日開催

## **第16回山梨県自動車整備技能競技大会 実施要綱**

### **1. 目的**

- ・入庫促進、定期点検整備推進、整備技術の向上。
- ・整備事業の公共性と業界の教育訓練、技能鍛錬の姿勢を社会にPR。
- ・自動車の安全確保、環境保全に寄与。
- ・優勝チームは全国大会出場

### **2. 主催**

(社)山梨県自動車整備振興会  
山梨県自動車整備商工組合

### **3. 後援**

関東運輸局山梨運輸支局  
自動車検査独立行政法人関東検査部山梨事務所  
軽自動車検査協会山梨事務所  
(社)日本自動車整備振興会連合会  
山梨県  
山梨県中小企業団体中央会  
山梨県中小企業労務改善団体連合会  
山梨日日新聞社・山梨放送

### **4. 実施期日**

平成18年10月28日（土） 9：00～

### **5. 場 所**

(社)山梨県自動車整備振興会構内

### **6. 競技形態**

1チーム2名による競技

### **7. 出場選手資格**

- ①県下の自動車分解整備事業場専業に従事する者（ディーラー及びサブディーラー所属者は除く）
- ②自動車整備士資格を有する者
- ③前2回（第14・15回）山梨県自動車整備技能競技大会優勝者は除く。

### **8. 競技内容**

- ・1年定期点検整備をベースにして点検、整備を実施する。
- ・基礎作業
- ・設問概要是、問題検討委員会で検討する。
- ・競技時間等 70分
- ・競技に使用する車両は、各支部にお願いする。
- ・競技車両

国産乗用車 1000cc～1500cc （平成8年～10年初度登録車を目安とする）  
A T車 2WD 電子制御エンジン フロントディスク リヤドラム